

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について
(国内希少野生動植物種の追加等)

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
①e-Gov	13 通
②電子メール	2 通
③FAX	0 通
④郵送	0 通
計	15 通

※氏名と連絡先の記載がない等、要件を満たしていないものを除く。

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係る意見 23 件
- ・その他意見 0 件

2 意見等の概要と意見に対する考え方について

No.	意見概要	件数	意見の理由	頂いた意見に対する考え方
1	指定候補種 32 種の指定に賛成する。	1	-	今回の施行令改正に賛同する御意見として承りました。
2	小型サンショウウオ類の特定第二種希少野生動植物種への指定について、賛成し、指定に基づく生息環境の保全等の実施及び適正な予算配分に期待する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・売買目的での乱獲の規制だけでなく、生息環境の保全等も必要であると考えられるため。 	御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
3	ハクバサンショウウオの指定に賛成であり、今後の保護対策の強化を期待する。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の保護対策だけでは不十分であり、法律に基づいた規制や保護区の指定等が必要と考えるため。 ・一部生息地における林道整備等開発の影響が懸念される。 	御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
4	ハクバサンショウウオ、ツルギサンショウウオ、アカイシサンショウウオは特定第二種国内希少野生動植物種として指定すべきである。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクバサンショウウオは分布県の全てで県指定保護種であり、必要性を感じないため。 ・ツルギサンショウウオ、アカイシサンショウウオに関しては個体数が著しく少ない訳ではなく、許可申請の手間により研究が進まないことが懸念される。 ・国内希少野生動植物種に指定するならば、温暖化対策、生息地における開発の禁止、生息地の立 	<p>ハクバサンショウウオは分布が極めて狭い範囲に限られており、生息環境の消失等が確認されています。</p> <p>アカイシサンショウウオ及びツルギサンショウウオについては分布が極めて限られていることに加え、各種の生態から、捕獲行為によって生息環境が改変・破壊される等の影響が大きいと考えています。</p>

			<p>ち入り規制、鹿対策、治山事業等の対策が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定第二種国内希少野生動植物種に指定する事でも売買がなくなり、毎年繰り返される大量搾取がなくなるため、効果は大きいと思われる。 	<p>これらの点を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。</p>
5	<p>小型サンショウウオ類の繁殖個体であると証明出来る個体については許可制で販売可能としてほしい。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・極少数ではあるが、飼育下繁殖個体の流通があるため。 ・特に国内希少野生動植物種として指定候補となっているアカイシサンショウウオ、ツルギサンショウウオ、ハクバサンショウウオについては水族館を含む研究機関に寄贈することも出来なくなる。 	<p>小型サンショウウオ類については、繁殖個体の流通状況等に係る情報も収集し、これらを踏まえて有識者の意見も参考として検討した結果、国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種として指定することが適当と判断しました。</p> <p>なお、国内希少野生動植物種に指定した場合であっても、学術研究等の目的であれば環境大臣の許可を受けた上で譲渡し等を行うことが可能です。</p>
6	<p>カワシンジュガイを規制する必要はない。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・工事など環境を著しく変えてしまう行為がなければとても絶滅するような生息数ではないため。 ・カワシンジュガイを販売している業者の損失になる。 ・販売している人数が少なく規制対象に入れるようなものではない。 	<p>本種は開発等による生息地の減少や販売目的と思われる捕獲、インターネットオークション等での流通の増加が確認されており、環境省レッドリスト2020で絶滅危惧IB類と評価されています。</p> <p>これらの点を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植</p>

				<p>物種への指定が妥当と判断しました。</p> <p>なお、当該種については、国民から国内希少野生動植物種への指定に係る提案が出されています。</p>
7	カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイのグロキディウム幼生の取り扱いについて明確にすべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・カワシンジュガイ類のグロキディウム幼生は古くから魚病として養殖場のサケ科魚類に寄生することが知られており、国内希少野生動物種指定された貝類の幼生に係る取扱いの方針を明確にしなければ混乱をきたす可能性があるため。 	<p>特定第二種国内希少野生動植物種は指定種の販売・頒布を目的とした捕獲等、譲渡し等が規制の対象となるため、販売・頒布の目的ではなく、サケ科魚類に寄生しているカワシンジュガイ類のグロキディウム幼生を捕獲等する行為は規制の対象外となります。</p>
8	種の指定根拠等が不足している。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・小型サンショウウオ類について、指定に関する自然科学的な根拠が不明瞭である。根拠を明示するとともに、個体数と取引件数の増減の関連性についても検討する必要があるため。 ・検討に用いられた取引データはインターネットオークションの情報のみを依拠しており、市場規模が把握されているとは言い難い。ネット社会の発展による取引量の増加も否定できないため、小売店の取引量を含め、他の媒体も含めた市場規模の把握が必要であるため。 ・今回の指定および今後の指定に関して、施策導 	<p>小型サンショウウオ類については、開発等に伴う生息地の減少や捕獲圧等により絶滅の恐れが指摘されています。捕獲圧に起因する一つの要因として、インターネットオークションにおける流通状況を調査したところ、近年、流通件数の増加傾向が確認されています。</p> <p>これらの点を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種として指定することが妥当と判断しました。</p>

			入の効果に関する内容が十分に示されていない。特に海外の事例では取引の禁止やワシントン条約への記載によって、種の絶滅リスクが高まる/絶滅を引き起こす等の報告が数多くなされているため、規制の導入による生息状況、取引状況の変化について科学的根拠の収集・提示が必要。	その他、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
9	今回指定予定の32種、それぞれの（推定）個体数はどの程度把握されているのか。	1	-	野生動植物種の個体数を把握することは非常に困難であり、各候補種の個体数を把握できている訳ではありませんが、各種の分布状況や生息・生育状況については、環境省レッドデータブック等に掲載しております。なお、イズモサンショウウオについては2021（令和3）年に新種記載された種であるため、環境省レッドリスト2020には掲載されておりませんが、同様の情報は把握しています。
10	生息状況と同様に取引状況のモニタリングが必要であり、そのための予算とモニタリング体制が必要。	1	・種指定後の効果検証および今後の指定に情報が必要であるため。	御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
11	国内希少野生動植物種指定後に環境省は生息地の開発	1	・今回の国内希少野生動植物指定後に環境省は生息地の開発行為に対して措置命令を出す等、指定	御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	行為に毅然とした対応をすべき。		が形式的なものではないことを世間に示すべきである。	
12	各種の指定の判断の概要が確認できるような一覧表や有識者の議事録を公表してほしい。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者や関係団体とは、幅広く、柔軟な議論による相互理解が重要であるため。 ・現在の伝え方では、対象種と指定カテゴリー（特定第二種かどうかなど）の判断理由の一般市民による確認が困難であり、指定の理由や妥当性が伝わりづらいため。 ・パブリックコメント開始前に議事録が公開されていることが望ましい。 	候補種の選定に係る検討会は、指定前の販売等を目的とした過度な捕獲・採集圧による影響を回避するために非公開で行っていますが、議事概要は令和3年希少野生動植物種専門家科学委員会の資料（資料1－3）として公開しています。その他の御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
13	<p>*****については、今後指定する際に特定二種国内希少野生動植物種からの段階的な国内希少野生動植物種への移行の是非の検証等、プロセスの見直しを実施してほしい。</p> <p>※種の保存の観点から種名は伏せております。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館では受けきれない標本の維持継承や調査、累代飼育などアマチュアによる活動が種の保存に寄与する側面もあり、規制によって保全の妨げになることがある。 ・特定第二種国内希少野生動植物種であれば、各種保全団体やアマチュア等と種の保存のための協調態勢を敷くことも可能であるため。 ・国内希少野生動植物種の指定については駆け込み採集対策としてパブコメの募集からの受付期間が短く、意見を反映させるには限界があるため、指定後の検証プロセスなどが重要である。 	御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

14	<p>今回の指定種以外の流通が確認されている種についても特定第二種国内希少野生動植物種への指定が望ましい。</p> <p>※種の保存の観点から種名は伏せております。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の指定候補種以外についても店舗販売や海外への輸出等取引が多くされているため。 ・今回の指定候補種を指定することによる他の種への影響を考慮した上で他の種についても指定を検討すべき。 	<p>御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案の制度もごございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html</p>
15	<p>*****を早急に国内希少野生動植物に指定すべきである。</p> <p>※2種について同様の意見がありましたが、種の保存の観点から種名は伏せております。</p>	1	-	<p>御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、国内希少野生動植物種の指定については、国民からの提案を募集する制度もごございます。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/kisyo/teianbosyu.html</p>
16	<p>国内希少野生動植物種の指定に関して、予算の確保や管理コストに関する検討が必要。</p>	2	<p>・指定種の増加は管理コストの増加などを引き起こしうるものである。資金不足はポスト愛知の議決においても課題となっており、関連予算の確保状況や管理コスト、費用便益等に関する検討も施策効果の1つとして不可欠であるため。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>